



島根労働局発表
令和元年10月31日(木)

担当 島根労働局労働基準部賃金室
賃金室長 金坂 正也
室長補佐 江角 光喜
TEL 0852-31-1158

5業種の島根県特定最低賃金（産業別）が改定されます

－ 3業種で前年度を上回る引上額となっています－

島根労働局（局長 ^{たむら かずみ} 田村 和美）は、特定最低賃金（産業別）6業種のうち「百貨店、総合スーパー」を除く5業種の特定最低賃金（産業別）の改定手続きを行い、下記のとおり最低賃金が改定されます。

金額決定後は、広報活動を通じて改定内容及び最低賃金制度について、広く県民に周知するとともに、事業主等に対して最低賃金の履行確保を図ります。

（※効力発生は、官報公示日以降となり、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「自動車（新車）小売業」については、官報公示後に効力発生日が確定することとなります。）

特定最低賃金（産業別）	時間額	引上額 (前年度)	引上率	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	914円	28円 (27円)	3.16%	(発効年月日) 令和元年11月29日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	894円	27円 (26円)	3.11%	(予定日) 令和元年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	822円	22円 (25円)	2.75%	(発効年月日) 令和元年11月28日
自動車・同附属品製造業	879円	20円 (26円)	2.33%	(発効年月日) 令和元年11月29日
自動車（新車）小売業	865円	27円 (26円)	3.22%	(予定日) 令和元年12月1日
百貨店、総合スーパー	令和元年10月1日から島根県最低賃金(790円)が適用されます。(令和元年10月末現在改定が行われていないため)			

(別 紙)

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改正内容について、確実な履行確保を図るため広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金法の遵守を呼びかけます。

1 最低賃金制度

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

島根県特定最低賃金（産業別）は、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成されるそれぞれの業種の島根地方最低賃金審議会専門部会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定最低賃金（産業別）」があります。

なお、労働者が 2 以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

(1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に 1 つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

(2) 特定最低賃金（産業別）

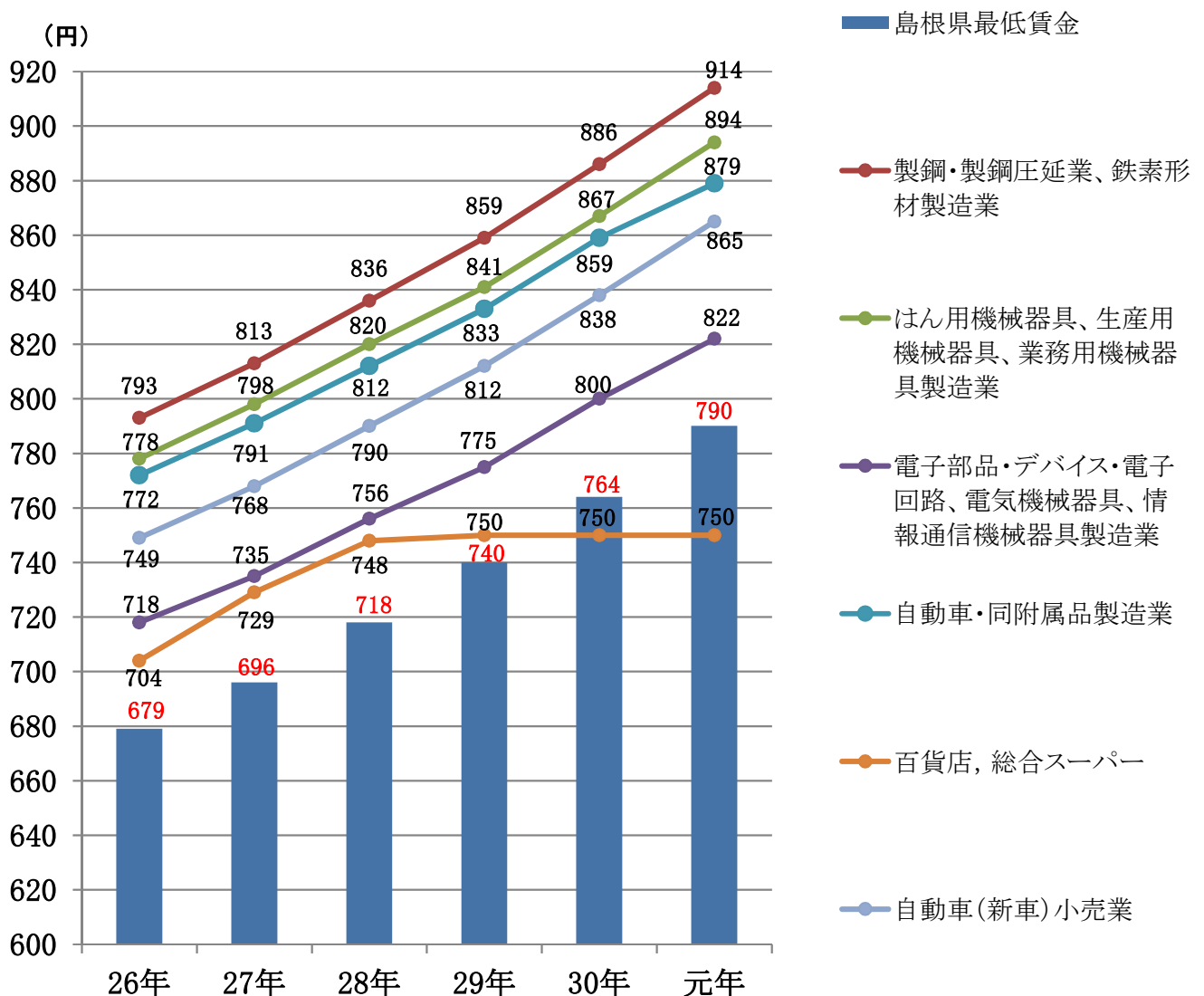
特定最低賃金（産業別）は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定最低賃金（産業別）を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の 6 業種の特定最低賃金（産業別）が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属部品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

3 過去5年間の改定状況

	26年	27年	28年	29年	30年	元年
島根県最低賃金	679円	696円	718円	740円	764円	790円
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	793円	813円	836円	859円	886円	914円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	778円	798円	820円	841円	867円	894円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	718円	735円	756円	775円	800円	822円
自動車・同附属品製造業	772円	791円	812円	833円	859円	879円
自動車(新車)小売業	749円	768円	790円	812円	838円	865円
百貨店、総合スーパー	704円	729円	748円	750円	750円	改定なし (R1, 10未現在)



4 特定最低賃金（産業別）適用対象者数

	事業所数	対象者数
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	18	2,570人
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	124	3,124人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	67	7,104人
自動車・同附属品製造業	32	2,098人
自動車（新車）小売業	215	2,228人
百貨店、総合スーパー	19	3,026人

資料出所：総務省統計局「平成28年経済センサスー基礎調査」

自動車（新車）小売業は、「平成29年島根労働局事業所調査」

※上記調査結果に島根労働局で調査した結果を反映

5 中小企業・小規模事業者への支援事業

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、賃金の引上げ等環境整備を図る事業として、島根働き方改革推進支援センター（一般社団法人島根県経営者協会内）において、中小企業・小規模事業者の経営課題と労務管理の無料の相談と専門家派遣を行います。

(2) 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

(3) キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

(添付資料)

- ・ 島根県の最低賃金
- ・ 島根県の最低賃金経年表（時間額）
- ・ 地域別最低賃金及び特定最低賃金（産業別）審議の流れ
- ・ 平成31年度（令和元年度）各種助成金のご案内（パンフレット）
- ・ 平成31年度（令和元年度）業務改善助成金のご案内（リーフレット）
- ・ キャリアアップ助成金のご案内（リーフレット）
- ・ 働き方改革推進支援センター（リーフレット）

島根県の最低賃金

地域別最低賃金 効力発生日：令和元年10月1日

島根県最低賃金	時間額 790円	島根県内の事業場で働くすべての労働者に、この島根県最低賃金が適用されます
---------	----------	--------------------------------------

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

なお、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「自動車(新車)小売業」については、官報公示後に効力発生日が確定します。

特定最低賃金（産業別）件名	最低賃金額 時間額	効力発生日	特定最低賃金（産業別）の適用が除外され島根県最低賃金が適用される労働者
製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業	914円	R1.11.29	1. 18歳未満又は65歳以上の者 2. 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3. 次の業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は整理の業務 ② 選別、検数、結束又は包装の業務 ③ 運転停止中の機械、器具その他設備の掃除の業務 ④ 手作業による運搬の業務 ※ 電気機械器具等製造業については、次の業務に主として従事する者も含まれる ⑤ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	894円	(予定日) R1.12.1	
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	822円	R1.11.28	
自動車・同附属品製造業	879円	R1.11.29	
自動車(新車)小売業	865円	(予定日) R1.12.1	
百貨店、総合スーパー	令和元年10月1日から島根県最低賃金(790円)が適用されています。 (令和元年10月末現在改定が行われていないため)		

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室（Tel0852-31-1158）又は最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署

Tel0852-31-1166

出雲労働基準監督署

Tel0853-21-1240

浜田労働基準監督署

Tel0855-22-1840

益田労働基準監督署

Tel0856-22-2351

島根県の最低賃金経年表(時間額)

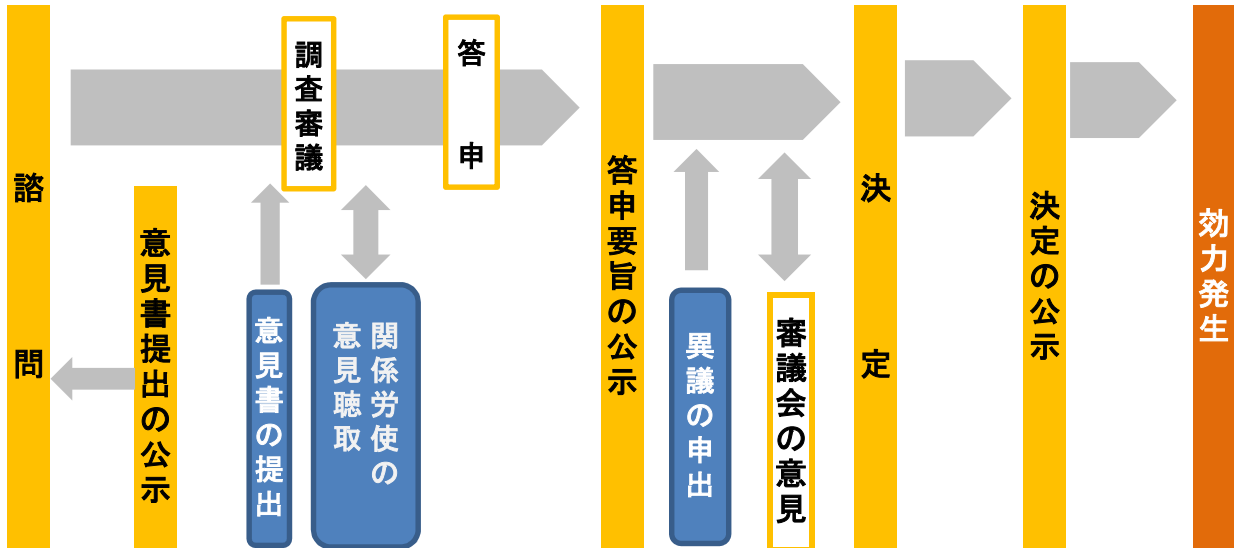
効力発生年	島根県最低賃金		製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鋼)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(はん用機械等)		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械等)		自動車・同附属品製造業(輸送機械)		自動車(新車)小売業(自動車小売)		百貨店、総合スーパー(百貨店)	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
平成元年	451	18	—	—	—	—	454	—	—	—	—	—	—	—
2年	472	21	522	—	522	—	475	21	522	—	497	—	496	—
3年	496	24	547	25	547	25	500	25	548	26	522	25	521	25
			577	30	575	28			576	28	550	28	550	29
4年	516	20	603	26	600	25	529	29	602	26	574	24	574	24
							552	23						
5年	533	17	622	19	619	19	570	18	621	19	592	18	592	18
6年	546	13	638	16	635	16	585	15	637	16	611	19	609	17
7年	558	12	653	15	650	15	599	14	652	15	625	14	623	14
8年	570	12	667	14	664	14	613	14	666	14	640	15	637	14
9年	582	12	682	15	679	15	626	13	681	15	654	14	652	15
10年	592	10	695	13	692	13	638	12	694	13	666	12	664	12
11年	598	6	701	6	699	7	645	7	700	6	673	7	670	6
12年	603	5	707	6	705	6	650	5	706	6	678	5	675	5
13年	608	5	712	5	710	5	655	5	711	5	684	6	680	5
14年	609	1	714	2	712	2	655	0	713	2	686	2	682	2
15年	609	0	715	1	713	1	658	3	714	1	687	1	683	1
							660	2						
16年	610	1	717	2	714	1	662	2	715	1	688	1	684	1
17年	612	2	720	3	717	3	662	0	718	3	690	2	685	1
18年	614	2	724	4	720	3	665	3	722	4	692	2	687	2
19年	621	7	734	10	729	9	668	3	731	9	700	8	694	7
20年	629	8	744	10	736	7	677	9	738	7	705	5	700	6
21年	630	1	746	2	737	1	685	8	739	1	706	1	701	1
22年	642	12	753	7	741	4	688	3	743	4	706	0	704	3
23年	646	4	757	4	744	3	693	5	746	3	711	5	704	0
							696	3			714	3		
24年	652	6	763	6	750	6	700	4	751	5	720	6	704	0
25年	664	12	775	12	761	11	707	7	760	9	732	12	704	0
26年	679	15	793	18	778	17	718	11	772	12	749	17	704	0
27年	696	17	813	20	798	20	735	17	791	19	768	19	729	25
28年	718	22	836	23	820	22	756	21	812	21	790	22	748	19
29年	740	22	859	23	841	21	775	19	833	21	812	22	750	2
30年	764	24	886	27	867	26	800	25	859	26	838	26	—	—
令和元年	790	26	914	28	894	27	822	22	879	20	865	27	—	—

(注)1年間に2回金額改訂された最低賃金があります。

地域別最低賃金及び特定最低賃金(産業別)審議の流れ

- 地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

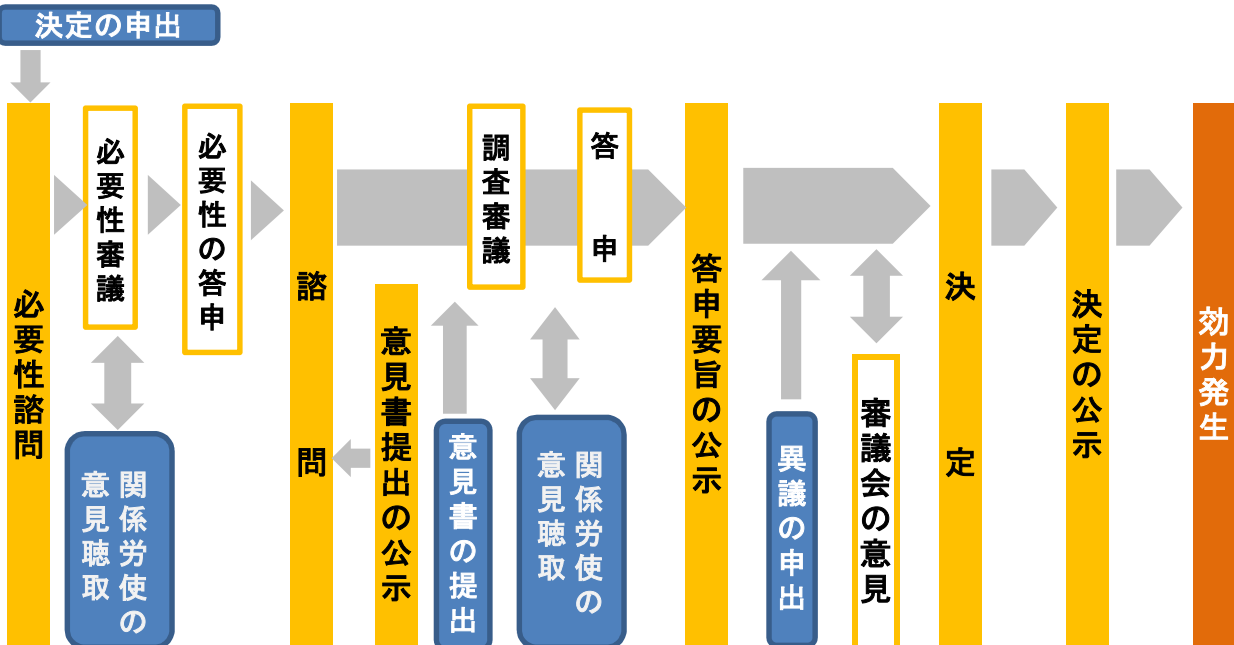
■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

- 特定最低賃金(産業別)は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく特定最低賃金(産業別)



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

都道府県労働局長が行う事項

最低賃金審議会が行う事項

労働者又は使用者が行う事項

4 キャリアアップ助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_hake/jigyounushi/career.html



有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するための取組を実施した事業主の皆さまに対する助成金制度です。

非正規労働者を正社員にしたい事業主の皆様へ

●正社員化コース●

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した事業主に対して助成します。

1人当たりの助成額※	中小企業	大企業
① 有期から正規へ	57万円〈72万円〉	42万7500円〈54万円〉
② 有期から無期へ	28万5000円〈36万円〉	21万3750円〈27万円〉
③ 無期から正規へ	28万5000円〈36万円〉	21万3750円〈27万円〉

※取組内容等により助成額は異なります。
※別途加算措置があります。

非正規雇用労働者の賃金を上げたい事業主の皆様へ

●賃金規定等改定コース●

全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し昇給した事業主に対して助成します。

助成額(※)	中小企業	大企業
① すべての賃金規定等を2%以上増額改定	9万5000円～〈12万円～〉	7万1250円～〈9万円～〉
② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定	4万7500円～〈6万円～〉	3万3250円～〈4万2000円～〉

※取組内容や対象労働者数等により助成額は異なります。
※別途加算措置があります。

★キャリアアップ助成金については、他にも種類がございますので、ぜひ厚生労働省のホームページをご覧ください。

★各助成金には、他にも詳細な要件が定められています。申請をお考えの際には、厚生労働省ホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。

☆お問い合わせ☆

〈両立支援等助成金、業務改善助成金、時間外労働等改善助成金についてのお問い合わせ〉

島根労働局雇用環境・均等室 TEL 0852-20-7007

〈キャリアアップ助成金についてのお問い合わせ〉

島根労働局職業安定部助成金相談センター TEL 0852-20-7029

平成31年度 各種助成金のご案内



ご留意いただきたいこと

島根労働局雇用環境・均等室

- ・ 〈 〉内の金額は、生産性要件を満たした場合の助成額です。
- ・ ご紹介する助成金は、要件を満たした日によっては、平成30年度の要件に該当し、支給額が異なる場合があります。
- ・ 助成金の内容や要件、支給額については変更の可能性があります。
- ・ 申請期間内であっても、国の予算額に制約されるため、受付を締め切る場合があります。



1 両立支援等助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

仕事と育児や介護の両立支援や女性の活躍促進に取り組む事業主の皆さまに対する助成金です。

男性労働者の子育てを応援したい事業主の皆様へ

●出生時両立支援コース●

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させたり、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入後、男性がその制度を利用した場合に、事業主に助成します。

		中小企業	中小企業以外
育児休業※	1人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
	2人目以降	14万2500円～33万2500円	18～42万円
育児目的休暇(1企業1回限り)		28万5000円〈36万円〉	14万2500円〈18万円〉

※支給対象となるのは1企業当たり1年度につき10人まで

介護で仕事を辞めさせたくない事業主の皆様へ

●介護離職防止支援コース●

「介護支援プラン」を作成し、プランに基づき介護休業の円滑な取得及び職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、または仕事と介護の両立支援制度を導入し利用者が生じた中小企業事業主に助成します。

介護休業取得時	28万5000円〈36万円〉
職場復帰時	28万5000円〈36万円〉
両立支援制度の利用	28万5000円〈36万円〉

※支給対象となるのは、それぞれ1企業当たり1年度につき5人まで

従業員の育休取得～復帰を円滑にしたい事業主の皆様へ

●育児休業等支援コース●

① 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に助成します。

育休取得時	28万5000円〈36万円〉
職場復帰時	28万5000円〈36万円〉
業務代替労働者の職場支援の取組をした場合	19万円〈24万円〉※「職場復帰時」に加算して支給

※支給対象となるのは1企業当たり2人まで(無期契約労働者1人、有期契約労働者1人)

※「職場支援の取組」とは、育休取得者と同じ職場の従業員等が取得者の業務を代替して行う場合に、業務の見直しや代替業務に対応した賃金制度を規定し、また当該制度に沿った賃金を支給すること等です。

② 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に助成します。

支給対象労働者1人当たり	47万5000円〈60万円〉
支給対象労働者が有期契約労働者の場合に加算	9万5000円〈12万円〉

☆支給対象となるのは1企業当たり1年度に10人まで

③ 職場復帰後支援

子の看護休暇制度、保育サービス費用補助制度を導入し（一定の要件を満たしていることが必要）、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた**中小企業事業主**に助成します。

制度導入時※		28万5000円〈36万円〉
制度利用時	子の看護休暇制度	制度を取得した時間1時間当たり1000円〈1200円〉
	保育サービス	補助した費用の2/3の額

☆制度利用時の助成金は、最初の申請から3年以内に5人まで

※休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度どちらか1回限りの支給となります。

妊娠等で離職した労働者の再雇用をお考えの事業主の皆様へ●再雇用者評価処遇コース●

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤を理由として退職した労働者が、就業が可能となったときに復職でき、適切な評価および配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望者を再雇用した事業主に助成します。

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円〈48万円〉	28万5000円〈36万円〉
再雇用2～5人目	28万5000円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

☆上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。

女性にもっと活躍してほしい事業主の皆様へ

●女性活躍加速化コース●

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した**中小企業事業主**に助成します。

	中小企業（注）
【加速化Aコース】	38万円〈48万円〉
【加速化Nコース】	28万5000円〈36万円〉
女性管理職比率が上昇し、かつ15%以上の場合	47万5000円〈60万円〉

（注）中小企業：本助成金では産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます。

☆支給対象となるのは、1企業当たり各コース1回限り

2 業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、その引き上げのために生産性向上のための設備投資等を行った**中小企業事業主**に、かかった費用の一部を助成します。

業務改善に要した経費の3/4～4/5〈4/5～9/10〉
上限額は賃金を上げる労働者の数により異なる（50～100万円）

3 時間外労働等改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/

労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した**中小企業事業主**の皆さまに対する助成金です。なお、対象となる**中小企業事業主**は、コースごとに範囲があります。

※取組内容や達成状況、企業の規模により助成額は変わりますのでご注意ください。

労働者の残業の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組む事業主の皆様へ

●職場意識改善コース●

生産性の向上を図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む**中小企業事業主**に助成します。

補助率	3/4～4/5（上限額100万円）
-----	-------------------

限度基準を超える時間数で36協定を締結しているけれど…

時間外労働を削減したいとお考えの事業主の皆様へ ●時間外労働上限設定コース●

長時間労働の見直しのため、働く時間の削減に取り組む**中小企業事業主**に助成します。

補助率	3/4～4/5（上限額50～200万円）
-----	----------------------

テレワークの導入をお考えの事業主の皆様へ

●テレワークコース●

労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む**中小企業事業主**に助成します。

補助率	1/2～3/4（上限額100～150万円）
-----	-----------------------

※1人あたりの上限額も定められています。

☆お問い合わせ及び申請先 **テレワーク相談センター 0120-91-6479**

勤務間インターバルの導入をお考えの事業主の皆様へ●勤務間インターバル導入コース●

勤務間インターバルの新規導入または拡充に取り組む**中小企業事業主**に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

補助率	3/4～4/5（上限額40～100万円）
-----	----------------------

業界の活性化に取り組む事業主団体等の皆様へ●団体推進コース●

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が、労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取り組みを実施した場合に事業主団体等に助成します。

補助率	支給対象となる取組の実施に要した経費（上限額500～1000万円）
-----	-----------------------------------

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

事例 1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

<企業概要>
【所在地】新潟県 【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役



盛り付け時間が25%削減

<独自の工夫>
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例 2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

<企業概要>
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

<独自の工夫>
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃業ロスや保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例 3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

<企業概要>
【所在地】栃木県 【従業員数】115人
【事業の種類】麺類の製造及び販売業

<課題と対応>麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役



一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

<独自の工夫>
各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイトパートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

<実施内容>大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・効率向上。光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

<成果>仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

業務改善

事例 4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

<企業概要>
【所在地】広島県 【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業

<課題と対応>食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率となっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長



洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

<実施内容>新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

<成果>食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

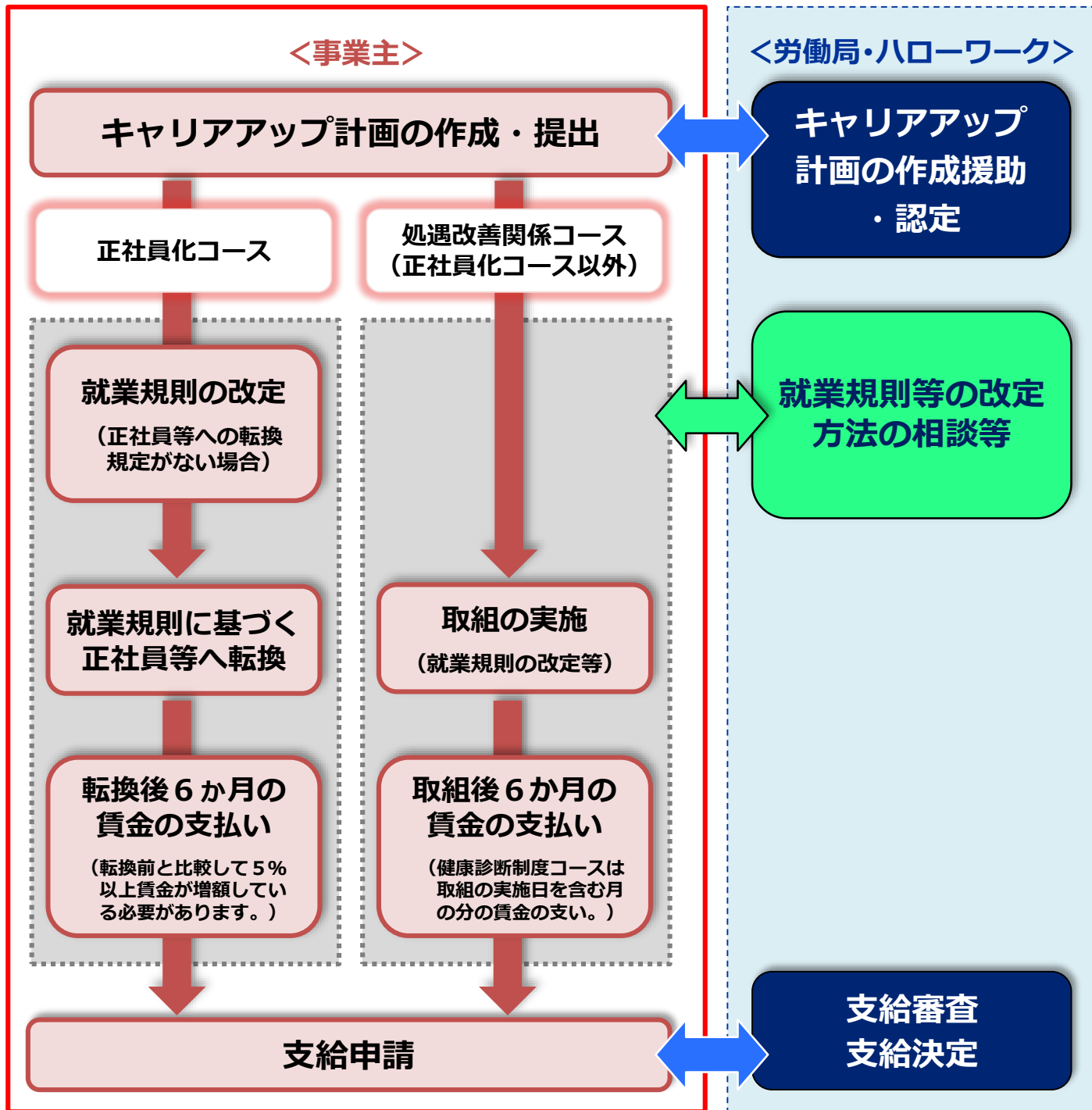
助成内容	助成額	※<>は生産性の向上が認められる場合の額	
		中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり)	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
	② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
	③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
	※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額)加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円>(大企業も同額)加算、 ②③：47,500円<60,000円>(大企業も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円>(大企業の場合、71,250円<90,000円)>加算		
賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 (対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
	対象労働者数 1～3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
	4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
	7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
	11～100人 * 1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
	② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
	対象労働者数 1～3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
	4～6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
7～10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>	
11～100人 * 1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>	
※ 中小企業において3%以上増額した場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円>(大企業の場合、14万2,500円<18万円)>加算			
健康診断制度コース 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)		38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>
賃金規定等共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)		57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(大企業の場合、1.5万円<1.8万円)>加算	
諸手当制度共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)		38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>
		※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(大企業の場合、1.2万円<1.4万円)>加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(大企業の場合、12万円<14.4万円)>加算	
選択的適用拡大導入時処遇改善コース 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合 (基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	増額割合 3%以上5%未満	29,000円<36,000円>	22,000円<27,000円>
	5%以上7%未満	47,000円<60,000円>	36,000円<45,000円>
	7%以上10%未満	66,000円<83,000円>	50,000円<63,000円>
	10%以上14%未満	94,000円<11万9,000円>	71,000円<89,000円>
	14%以上	13万2,000円<16万6,000円>	99,000円<12万5,000円>
短時間労働者労働時間延長コース 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	22万5,000円<28万4,000円>	16万9,000円<21万3,000円>
	※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成		
	1時間以上2時間未満	45,000円<57,000円>	34,000円<43,000円>
	2時間以上3時間未満	90,000円<11万4,000円>	68,000円<86,000円>
	3時間以上4時間未満	13万5,000円<17万円>	10万1,000円<12万8,000円>
4時間以上5時間未満	18万円<22万7,000円>	13万5,000円<17万円>	

※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

- ◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金

検索



◆ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください** (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

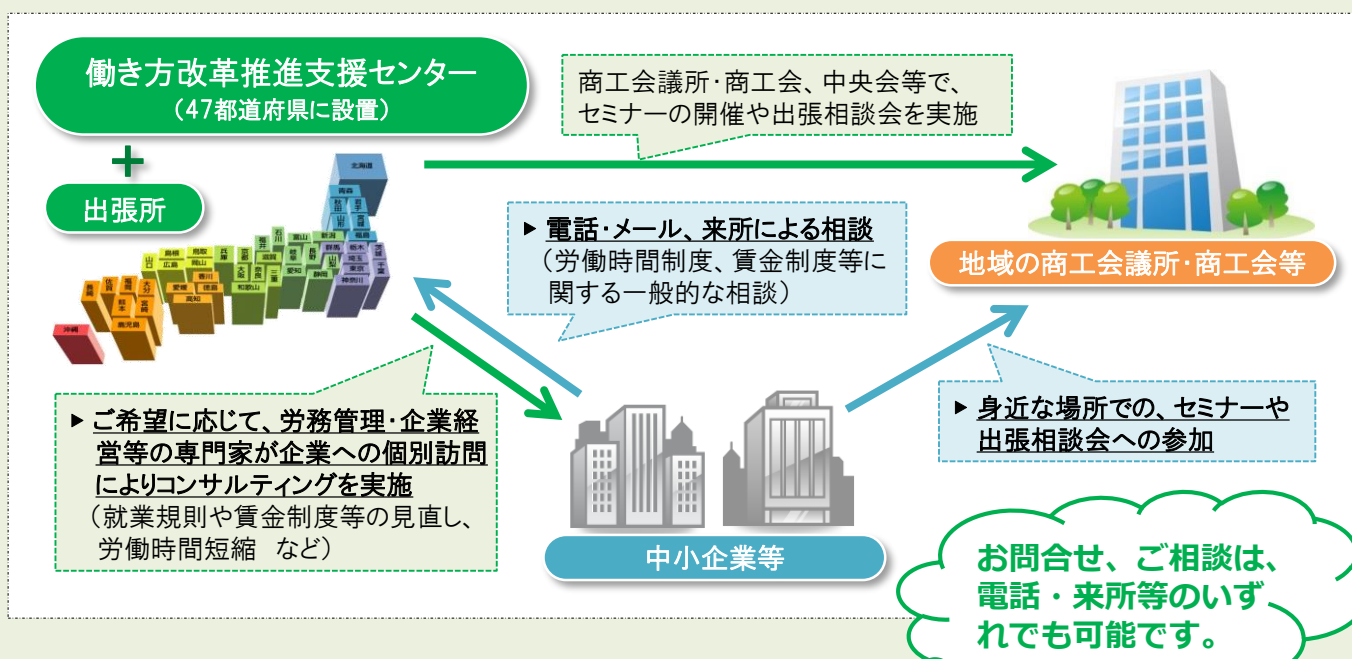
より身近な場所できめ細かな相談支援を実施するため「出張所」を設置している地域もありますので、お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター	札幌市中央区北四条西5-1 アスティ45ビル3階	0800-919-1073
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター出張所	旭川市八条通15丁目74-9	0120-332-360
青森県働き方改革推進支援センター	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手県働き方改革推進支援センター	盛岡市山王町1-1	0120-198-077
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市青葉区本町1-9-5 五条ビル4階	022-211-9003
秋田県働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形県働き方改革推進支援センター	山形市七日町3-1-9	0800-800-9902
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館2階	0120-971-728
栃木県働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	028-601-9001
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	048-729-4420
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室	043-304-6133
東京働き方改革推進支援センター	千代田区二番町9-8	0120-662-556
東京働き方改革推進支援センター分室	立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階	0120-662-556
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階	045-307-3775
神奈川働き方改革推進支援センター出張所	海老名市めぐみ町6番2号 海老名商工会議所内	046-204-6111
新潟県働き方改革推進支援センター	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1階	025-250-5222
働き方改革推進支援センター富山	富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階	076-431-3730
石川県働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
福井県働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階(ふくいジョブステーション)	0120-14-4864
山梨県働き方改革推進支援センター	甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル2階	0120-338-737
長野県働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田131番地10 長野県中小企業団体中央会内	0800-800-3028
岐阜県働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6-12 シンザ神田5階	058-201-5832
静岡県働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知県働き方改革推進支援センター	名古屋市中熱田区三本松町3番1号	0120-868-604
愛知県働き方改革推進支援センター豊橋出張所	豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所内	0800-200-5262
三重県働き方改革推進支援センター	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号「コロボしが21」6階	0120-376-020
京都働き方改革推進支援センター	京都市右京区西大路五条下ル東側 京都府中小企業会館4階	0120-420-825
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5階	0120-79-1149
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター堺出張所	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階	0120-601-144
兵庫県働き方改革推進支援センター	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンバル7階	078-806-8425
奈良県働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343-1	0120-414-811
和歌山県働き方改革推進支援センター	和歌山市北出島一丁目5-46 和歌山県労働センター1階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152 SGビル4F	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-103-622
岡山県働き方改革推進支援センター	岡山市北区野田屋町2-11-13 旧あおば生命ビル7階	086-201-0780
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル601号室	083-976-6227
徳島県働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川県働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛県働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-500-987
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992番地2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡県働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階	0800-888-1699
佐賀県働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27	0120-610-464
長崎県働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本県働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町1丁目51 スコアビル2階-E	096-353-1700
大分県働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	097-535-7173
宮崎県働き方改革推進支援センター	宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0985-27-8100
鹿児島県働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階	099-257-4823
沖縄県働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコホ兼陽205	0120-420-780